

出張報告書

幹 事 長 印

経 理 責 任 者 印

平成 30 年 5 月 15 日

幹事長

江川 慶子殿

出張者氏名 鱧谷 陽子 印

江川 慶子 印

下記のとおり報告します。

1. 出張先 2018年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」

2. 出張日時 平成30年4月16日～18日

3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）

JR難波大阪府保険医協会 MD ホールにて開催

4. 旅 費

①参加費 60,000円（前年度に支払い）

②交通費 熊取～JR難波（640×往復×3日間）＋（640×往復×2日間）

計 6400円

5. 報 告

大阪社保協が行っている議員のための研修会です。報告はそれぞれ別紙にて記載します。

2018年度大阪社保協

「全国地方議員社会保障研修会」に参加して

江川 慶子

参加日程 4月16日(月)・18日(水) 二日間

会場 大阪府保険医協会M&Dホール 熊取⇄JR難波 (640円×往復×2日)

6つのテーマで研修会が行われました。残念ながら4月17日は熊取町議会「議会だより」の編集委員会(副委員長)が行われ、本研修会は欠席しました。

… 記 …

4月16日(月) 12時から15時

「生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと」

～理論編・実践編

講師 小久保哲郎先生(弁護士・生活保護問題対策全国会議事務局長)

はじめに、「生活保護手帳」、「別冊問答集」に基づいて事務が行われている事について、これらの本を見たことがあるかと問われました。生活保護制度は、憲法25条にある生存権の具体化、国家責任の原理、無差別平等の原理について基本的な原理があるとの説明がありました。申請、審査のプロセスでは窓口で制度を受けさせないようにする水際作戦が行われている事。申請があったら審査応答しなければならないので相談者の「申請権」が侵害されないように配慮が必要であること。三郷判決の判決から学ぶこと。など説明がありました。

また要点として、扶養義務者については、成人した親子や弱い扶養義務に押し付けようとしているが、本来は「夫婦と未成熟の子」に対するものであること。DVの夫婦や扶養が期待できないものは義務の有無がないとのこと。稼働年齢については「林訴訟」を参考に。労働を活用できる場があるかどうかが決め手。持ち家についても資産の活用として可能なこともある。バイクについても125cc以下ならOK。正しい知識を住民に知らせることが必要。HPの充実を求められました。大変、参考になりました。

4月16日(月) 15時15分～18時

「女性とこどもの貧困の現状を背景、自治体の課題とは」

講師 芦田麗子先生(神戸親和女子大学教員)

夫婦や恋人など親しい関係において相手を支配するために手段としてふるわれる暴力。女性が被害者になることが多い。喧嘩は対等な関係だがDVは権力関係。相手に恐怖心を感じている場合はDVにあたる。女性に4人に1人は被害を受けている。等深刻な状況を例を挙げて説明がありました。経済的不安がある中でどう支援していくのか。地域で広がる子ども食堂や朝食の無料提供などの動きを広げることは大事なこと。貧困は自己責任ではなく社会の責任としてとらえること。生活保護につなげ生活を安定されることが大事だと再認識しました。

4月18日（水）9時半～12時半

「日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える」

講師 高田輝夫先生（兵庫県宝塚市教育委員会学事課長）

宝塚市のHPに給食のレシピを公開しクックパットとリンクを。これが神戸新聞に掲載されヤフーニュースのトップ記事に。レシピ集は、地方創生の国費で作成し、無料配布している。

自校方式で正職の調理員さんがおり、工夫をしている。安定的に業務の蓄積が行われ、ジャム等すべて手作り、出汁も「さらし袋」にいれてつくる。自校炊飯方式もある。調理員さんが給食指導に入るなど活用されています。

センター方式は運搬費に人件費がかかるし、調理の音やにおいが子どもの食の指導とも大事なものであると認識しました。

また給食費の公会計は大事なことだと思いました。集金を教師に任せず市の仕事として行うことは大切など思う。滞納処理は教師の仕事ではないと思いました。

震災ボランティアで駆け付けた調理員さんたちの活動からも学びたい。

また独自で放射性簡易検査機を購入しており、HPに状況をアップするなど徹底している。

4月18日（水）13時半～17時

「第7次介護保険制度の内容と自治体での課題」

講師 日下部雅喜先生（大阪社保協介護保険対策委員長）

高齢化社会に向かっていくのに、要介護・要支援の認定者は65歳以上の18%程度であること。保険料は40歳以上約7300万人が支払っている。2015年以後、要支援1・2は市町村事業に。介護保険制度のくわしい現状の説明がありました。

「大東方式」を参考に、これからの介護保険について考えさせられる内容が多々ありました。

卒業という形で、介護を受けている方を卒業させられ重篤になったケース、ひとり暮らしの高齢者さんは外に出る機会がへり孤立していることなど、本人の希望抜きで強制的にサービスから排除するのは問題だと感じました。

熊取町は「タピオ体操プラス」に取り組んでいます。充分工夫が必要であり、強引な導入や押し付けにならない取り組みをと思いました。

介護職員の処遇改善についても現状を把握する必要があると思いました。

また「保険者機能強化推進交付金」についても確認したいと思います。

H30年4月16日から18日まで3日間、研修会に参加しました。1日目の第1講座は生活保護について、弁護士の小久保哲郎先生から生活保護制度の問題点と自治体で取り組むべきことについて学びました。

基本的原理として憲法25条生存権、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

生活保護法1条（国家責任の原理）

「この法律は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し・・・必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

生活保護法2条（無差別平等の原則）

「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる」

保護を受けるときの、民法上の扶養の義務の範囲や、稼働能力の有無についても具体的な例を話しされました。

生活保護世帯の子どもの大学等進学問題や奨学金への依存する実態も大きな問題だと感じました。

小田原市のジャンパー事件や芸能人の母親が生活保護を受けていたことに対する生活保護バッシング、生活扶助基準の削減、などにより生活保護は受けづらく、低い水準の保護制度になっている。

第2講座は、神戸大学親和女子大学教員 芦田麗子先生から「女性と子どもの貧困の現状と背景、自治体の課題とは何かに」について学びました。

先生は、大学で教鞭をとる前、DV被害者支援グループCOSMOを立ち上げ12年間活動し今は、教鞭をとりながら、(シングルマザーを援助する)シンママ大阪応援団で活動。この4月から大阪大学院博士課程社会学研究科へ入学。

DVにつて、女性の賃金について、保育所の役割について、事例を交えての報告があり、現在、シングルマザーを一人ぼっちにしないために活動されているシンママ応援団の活動などを紹介してくださいました。

2日目の第3講座は寺内順子先生、(大阪社保協事務局長)で「都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題を考える」というテーマで話をしてくださいました。

国民健康保険都道府県化とは、国保の保険者は都道府県と市町村にして、医療費を適正化(削減)するためである。地域医療構想で都道府県ごとの医療供給体制の枠組みを決定することを考えている。

平成 30 年度の国民健康保険のお金の流れや国からの激変緩和措置について説明がありました。全国的には、黒字の自治体が多いことに驚きました。

午後からは第 4 講座で、高山新先生より地方財政の基本と財政分析のポイントを学びました。歳入については不交付団体を除いて、国からの交付額だけではまかなえず、臨時財政対策債で補填している状況が 20 年近く続いている。

歳出では、民生費の比率の上昇。土木費の減少。教育費の減少傾向。公債費の減少傾向。財政硬直化の問題が提起された。

住民の自治体財政勉強会をすすめる。

決算カードの見方など学びました。

3 日目の第 5 講座は、高田輝夫先生（宝塚市教育委員会学事課長）から「日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える～」を学習しました。

宝塚市は自校方式で中学校まで給食を実施していて、その良さを知ってもらうために、試食会や冊子を発行していたが、製本会社から進められて、出版された。日本一になるまでの苦労と給食のレシピが本となっている。やはり、市長の姿勢が、学校給食を守り育てたと思えました。

最後の第 6 講座は、日下部雅喜先生から「第 7 期介護保険制度の内容と自治体での課題」について学びました。はじめに介護保険制度の概要と現状について、保険料、利用料、要介護状態の目安などの概要。家族の介護負担（介護心中、介護殺人、介護離職） 介護費用（介護貧乏、介護破産） 特養ホーム待機者（介護難民） 人材不足（介護崩壊）など介護の現状が紹介された。

第 7 期制度改定、地域包括ケアシステムなどについて学びました。たくさんの資料をいただいたので介護保険制度がどう変わっていくのか読み込まなければと思えました。

前年度へ写し

様式第1号 (第4条関係)

支払伝票

会派名 日本共産党熊取町会議員団

支出 決定	幹事長印	経理責任者印
		

支出科目	研修費		
起案年月日	平成30年1月31日		
金額	¥60,340円 (340円振込手数料)		
内容	2018年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」参加費 江川慶子、鱧谷陽子2名分		
支払先 (住所・氏名)	大阪市北区錦町2-2 国労会館内 大阪社保協推進協議会		
支払年月日	平成30年1月31日	差引簿記入済確認 印	
摘要	4月16, 17, 18日の研修。報告書は次年度		

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	※	00970	※	5
	※		30475	
加入者名	※	大阪社会保障推進協議会		
金額	千	百	十	円
	※		760000	
ご依頼人	おなまえ	日本共産党熊取町会 議員田様		
料金	(消費税込み)	日	附	印
	340	30-01-30 熊取郵便局		
備考		(41048) N94180005		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

振込

領収証

日本共産党熊取町会議員田様 No. _____

¥ 60,000.-

但 全国地方議員 社会保障研修会 参加費
入金日 2018年 / 月 31 日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

この用紙は森林保全に配慮したFSC™認証パルプを使用しています。

大阪社会保障推進協議会
〒530-0034 大阪市北区錦町2-2
TEL 06-6354-8662
FAX 06-6357-0846

2018年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」のご案内

日頃より、住民のくらしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪社会保障推進協議会（大阪社保協）では、議員の皆様の諸活動に必須となる社会保障制度に関する研修会を一昨年・昨年に引き続き企画いたしましたのでぜひご参加ください。

□各講座日程と内容（テーマは仮称）受付開始時間は16日は11時、17日・18日は9時です。

日程	テーマ	講師
① 4月16日(月) 12時～15時	生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと～理論編・実践編	小久保哲郎先生(弁護士・生活保護問題対策全国会議事務局長)
② 4月16日(月) 15時15分～18時	女性と子どもの貧困の現状と背景、自治体の課題とはなにか	芦田麗子先生(親和女子大学教員)
③ 4月17日(火) 9時半～12時半	都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題を考える	寺内順子先生(大阪社会保障推進協議会事務局長)
④ 4月17日(火) 13時半～17時	地方財政の基本と財政分析のポイントを学ぶ	高山新先生(大阪教育大学教授)
⑤ 4月18日(水) 9時半～12時半	日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える	高田輝夫先生(兵庫県宝塚市教育委員会学事課長)
⑥ 4月18日(水) 13時半～17時	第7期介護保険制度の内容と自治体での課題	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長)

□会場 大阪府保険医協会 MD ホール アクセス <https://osaka-hk.org/access>

□対象 全国都道府県・市町村議員

□規模 150人(入金順で登録します。昨年振込の約束をされていて結局振り込まずキャンセルしてこられた方が何人もおられましたので、今回、振込予約はお断りいたします)

□申し込み 下記講座申し込み用紙記入の上 f a x またはメールにてお申し込みください。

□研修参加費 30,000円(部分参加費はなし。昼食代は含まれておりませんので各自おねがいします)

□ホテル等は各自で手配をお願いします。大阪では現在ホテルの手配が大変難しくなっています。ホテル手配等ご希望があれば国際ツーリストビューローに直接ご相談ください。Tel)078-351-2110 担当)大村

□振込先 郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

通信欄に「議員研修会参加費」とお書きいただき領収書の宛名・日付等書き方を正確にお知らせ下さい。入金確認次第領収書を送付いたします。4月1日以降キャンセルお受けしません。

□大阪社会保障推進協議会 f a x /06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

問い合わせは fax またはメールでお願いいたします。

2018年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」申込書

ふりがな

(あいうえお順で名簿整理しますので必須)

☆氏名

☆都道府県名

☆市町村名

☆政党名

☆連絡先(領収書等こちらからの文書送り先となりますのでくれなく明記してください)

住所 〒

都道府県

区・市・町・村

TEL

携帯TEL

Fax

メールアドレス